

お申込みいただく際の注意事項

<p>納付の際に加算額がつきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去3年度以前(平成24年度以前)の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。 <p>詳細は下記「平成27年度中の後納保険額と納付期限」でご確認ください。</p>	<p>納める順番があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。 <p>・平成22年度 ↓ 古い分 ・平成23年度 ・平成24年度 ↓ 新しい分</p>	<p>申し込み後に審査を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。 ●審査にはお時間がかかることがありますので、期限内に余裕をもってお早めに申し込みください。
<p>利用期間は平成30年9月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後納制度をご利用いただける期間は平成27年10月から平成30年9月までです。 ●保険料は1ヶ月分から納付できます。 	<p>一部免除の未納期間も納付できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。 <p>この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。</p>	<p>免除期間がある方は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。 <p>上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。</p>

平成27年10月から平成28年3月までの後納保険料

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成22年度	15,900円	15,100円	800円	図1を参照ください
平成23年度	15,520円	15,020円	500円	平成28年3月31日
平成24年度	15,220円	14,980円	240円	平成28年3月31日
平成25年度	15,040円	15,040円	加算なし	平成28年3月31日

【図1】

	納付期限
平成22年10月分	平成27年10月31日
平成22年11月分	平成27年11月30日
平成22年12月分	平成27年12月31日
平成23年1月分	平成28年1月31日
平成23年2月分	平成28年2月29日
平成23年3月分	平成28年3月31日

※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(①=②+③)

※後納保険額は政令で定められ、毎年度改訂されています。

※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、**翌月末日が納付期限**です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促(電話・文書・戸別訪問)および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

